



KTCC

協同
組合

関西技術協力センター

Kansai Technical Cooperation Center

2024
12月号
Vol.8

K T C C N E W S



今月号では、2024年7月に実施された「日本語能力試験」でN1とN2に合格した特定技能者と技能実習生にインタビューをしました。合格に向けて取り組んだことなど、いろいろなお話をお聞きしました。(詳しい内容は中面をご覧ください)

～世界の人々に日本を好きになってもらう～



組合紹介 | 協同組合 関西技術協力センターについて

弊組合は、ベトナムやインドネシアなどの発展途上国人材を日本企業へ受入れ、OJTを通じて技能・技術または知識を開発途上地域へ移転し、当該地域などの経済発展に寄与する「**外国人技能実習制度**」の受入れ監理団体です。加えて、一定の専門性・技能を有し、企業での即戦力になりうる外国人材を受入れる「**特定技能制度**」の支援機関でもあります。



20年以上に渡る外国人材活用・活躍の実績に高い評価を頂き、全社員が「日本企業と海外を結ぶ架け橋になる」「日本で成長した若者を世界に」の思いで活動しています。

外国人材の受入れに興味がある企業様は、ぜひお気軽にお問合せください。



12月号のTOPIC

「日本語能力試験」

- 合格者インタビュー
- 現場向け手引書
- KTCC 業界ニュース
- セミナーのお知らせ



組合HPはこちら

制度の詳しい内容や組合の活動などをご覧いただけます。



関西技術協力センター



「日本語能力試験」 合格者インタビュー

「難しくてもあきらめずに、毎日続けることが大切です」

兵庫県の給湯器用流体制御機器製造業S社様で働くベトナム人特定技能者の2人。残業などで忙しい日もある中、毎日1~2時間の勉強を続けていたそうです。

合格がわかった時は、どんな気持ち？

発表の日は朝から緊張していました。合格がわかり、ベトナムの家族に連絡しました。日本のお父さんとお母さんにも連絡して、合格祝いにお寿司をご馳走してもらいました。「おめでとう！」の言葉がとてもうれしかったです。

N2
合格

特定技能者の
ニュンさんと
幣組合の
企業担当者



実は前回、N3を受験するつもりが、間違えてN2に申し込んでしまい…（笑）1回目の試験は不合格でしたが、その時に次は合格できる！と思いました。残業がある日も毎日、1人でコツコツと2時間は勉強しました。次はN1を受験します。難しいと思う時でも、あきらめずに頑張り続けることが大切だと思います。

N1の受験は何回目ですか？

N1は4回受験しました。2年間、勉強し続けて、4回目の挑戦での合格です。日本語は習い始めたときから好きで、実習生の時にN3とN2に合格しましたが、N1に合格することは簡単ではありませんでした。

試験で難しかったところは？

「読解」です。3回目の試験で自分の弱点が読解だと分かり、克服できるように勉強しました。私は漢字は得意なので、読み方がわからなくとも、文の意味はだいたい分かります。しかし、長文になると前後の文章を読んで、文脈を正しく理解しなければなりません。そこがとても難しかったです。

【日本語能力試験（JLPT）とは？】

日本語を母語としない人々の日本語能力を評価する試験。N5～N1の5つのレベルがあり、N2は日常的な会話やビジネスシーンでの実用的な日本語が理解できるレベル、N1は大学などの学術的な学習に必要な日本語が理解できるレベルとされます。「日本語能力試験」の公式ウェブサイトに各レベルの問題例があります。N2とN1試験の難しさをぜひ、チェックしてみてください。<https://www.jlpt.jp/>

N1
合格

特定技能者の
ガムさん

将来の目標をたずねると「特定技能2号になつて、日本で長く働くことです」と答えてくれました。



勉強方法を教えてください

試験用の問題集で勉強しながら、日本のニュース番組のアプリも活用しました。ニュースの日本語を聞き取りながら、字幕で語彙を確認する勉強法です。あと、私には「日本のお父さんとお母さん」と呼ぶ、親しい日本人がいます。その人達と会って話すことで聴解力と会話力も高くなりました。「聞き取れれば、話せる」と思うので、日本語をたくさん聞くことが、大事だと思います。

快挙！技能実習生の3人が仲良くN2に合格

N2
合格

チャーさん 「N2の受験は2回目でした。毎日、仕事が終わってから1時間半は勉強しました。問題集でわからないところは何回も解きなおすして、理解できるまで頑張りました。日本人の同僚と話すことも日本語力アップにつながりました」

ズンさん 「平日は1時間半、休日は4時間くらい勉強しました。日本語の動画を見ることや日本人の同僚と話すことでも試験の勉強になりました。合格できると思っていなかつたので正直、驚きましたが、とてもうれしかったです」



(左から) ズンさん、チャーさん、AINさん

大阪府の自動車部品製造業E社様のベトナム人技能実習生が、入国からわずか2年でN2に合格！日本語での質問にもテンポよく、的確に答える3人は、高い聴解力と会話力を取材でも発揮していました。

AINさん 「仕事で疲れて勉強したくない日もありましたが、毎日頑張って続けました。日本語の勉強方法は人それぞれなので自分にあった方法を見つけることが大事。1回目の受験で合格しましたが、ラッキーだったと思っています（笑）」

KTCC 業界ニュース



「特定技能」の分野拡大を人材戦略として考える

人手不足が深刻な産業での労働力を補うために、一定の技能と知識を持つ外国人を受入れる特定技能制度。特定技能制度が始まっていますからわずか5年半で、既に25万人を超える外国人がこの制度のもと、日本で働いています。日本国内では働く世代の人口減少が続いている中、企業の間では外国人材の活用がますます重要視されています。特定技能制度での受け入れ分野がさらに増加傾向にある中、今後その活用はさらに拡大する見込みです。

【特定技能制度の受け入れ分野】

現在、特定技能制度では「12分野」の受け入れがされており、新たに「3分野」が追加されました。さらに「1分野」が追加予定とされています。

•既存の受け入れ対象12分野

- ・介護
- ・ビルクリーニング業
- ・工業製品製造業
- ・建設業
- ・造船・船用工業
- ・自動車整備業
- ・航空業
- ・宿泊業
- ・農業
- ・漁業
- ・飲食料品製造業
- ・外食業

•新たに追加された3分野

- ・鉄道業
- ・木材産業

- ・林業

※これらの分野では、特定技能1号のみ受け入れが対象となります。

•追加予定の1分野

- ・自動車運送業

※これらの分野のうち、「介護」を除く分野では、

特定技能1号に加えて特定技能2号の対象となります。

特定技能1号から2号への移行によって、在留期間の更新に上限がなくなります。

【工業製品製造業の受け入れ対象も拡大】

既存の受け入れ分野である「工業製品製造業」においても、受け入れ対象分野が拡大されました。

- ・鉄鋼業関連
- ・金属製サッシ・ドア製造業
- ・プラスティック製品製造業
- ・陶磁器製品製造業

- ・繊維業
- ・RPF製造業
- ・印刷同関連業

- ・こん包業
- ・コンクリート製品製造業
- ・金属製品塗装業

※これらの分野では、特定技能1号のみが受け入れ対象となります。

〈企業へのメリットと人材戦略〉

特定技能制度は、企業にとって長期的な人材確保の有効な手段です。今後、技能実習制度の廃止とともに新たに育成就労制度が始まる予定です。育成就労と特定技能の受け入れ分野は原則一致しており、育成就労期間を経た外国人を特定技能として受け入れることで、育成就労期間で培った技能を長期的に活用できるようになります。これにより、戦力になり始めた頃に帰国してしまうという課題が解消されます。



特定技能制度の改正は、制度を利用して働く外国人材と活用する受け入れ企業の双方に、多くのメリットをもたらします。長期的な雇用戦略を立てる際には、育成就労と特定技能を組み合わせて活用することで、企業の競争力向上に寄与します。

受け入れ企業様に役立つ 現場向け手引書

マイナンバーカードの申請方法について



令和6年12月から健康保険証が新規発行されなくなり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診することになります。マイナンバーカードは、住民登録をしている外国人も利用できますが、個人での申請が必要です。4つの申請方法をご紹介します。

1 郵送で申請する

- ・住民票の住所に簡易書留で届いた「個人番号カード交付申請書」に必要項目を記入し、顔写真を貼り付けます。
- ・送付用封筒に交付申請書を入れて、郵便ポストに投函します。

2 オンラインで申請する

- ・「オンライン申請サイト」にアクセスし、メールアドレスを登録します。
- ・登録したメールアドレスに「申請者専用WEBサイト」の案内が届くので、顔写真を登録します。
- ・申請に必要な情報を入力して、送信します。

3 まちなかの証明写真機から申請する

- ・タッチパネルから「個人番号カード申請」を選び、撮影用のお金を入れ、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。
- ・画面の案内にしたがって、必要項目を入力し、顔写真を撮影して送信します。

※証明写真機の種類によっては、申請に対応していません。

4 市区町村窓口で申請する

- ・住民登録をしている市区町村窓口でも申請できます。各市町村HPなどの案内をご確認ください。
- ・実習生だけで申請する場合は、日本語通訳者の同行がベター。



『マイナンバーカード総合サイト』(<https://www.kojinbango-card.go.jp>)には、外国人住民向けの多言語パンフレットが用意されています。また、1の「個人番号カード送付申請書」も多言語に対応した申請書をダウンロードして、申請に使うことができます。

12月オンラインセミナーのお知らせ

ホームページ・お電話でもお申込み受付中／



12月13日（金）13:30 - 14:10

受け入れ分野が拡大！「特定技能制度」の最新情報（12月11日締切）

zoom開催
参加無料！

「うちの会社は特定技能の受け入れができる？」その疑問にお答えします！

セミナーお申込み↓

「特定技能制度」の受け入れ分野が拡大され、さらに多くの企業様で特定技能人材の活用ができるようになります！具体的にどの分野が追加されたのか、実際に受け入れる時にはどんな流れになるのか、詳しい内容を外国人実習雇用士と外国人雇用時に必要な書類業務のエキスパートが解説します。ご興味のある企業様はぜひ、ご参加ください。

◎セミナーの後、個別のご質問やご相談にもお答えします。



講師：三好悟志
(書類管理課)



講師：井手昭則
(外国人実習雇用士)



① 発行・お問い合わせ

電話番号：06-6152-8808 (平日9時-18時) 担当：大阪本部 広報課 井手

発行元：協同組合 関西技術協力センター (一般監理団体／登録支援機関)

大阪本部：〒532-0033 大阪府大阪市淀川区新高3丁目9番14号ピカソ三国ビル4階

名古屋事務所：〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目14番10号 フジオフィスビルディング4F

広島事務所：〒730-0051 広島県広島市中区大手町3丁目8番1号 大手町中央ビル10F

関西技術協力センター



実習生の素顔や
組合の活動を投稿
しています！



HPお問合せ

